

綱紀保持研修資料 「ハラスメント」

事例1 パワー・ハラスメントに関する事例

A教諭は、新規採用のB教諭の指導教員を務めていた。A教諭はB教諭の授業を参観し、授業の進め方がうまくいかないと、些細な失敗であっても授業を途中で止め、生徒の見ている前で大声で叱責したり、B教諭の代わりにA教諭が授業を進めたりすることがあった。その様子を見ていた生徒はB教諭の指示に従わないような場面が見られるようになった。

B教諭は、このことについて管理職に相談したが、A教諭の言動は変わらず、B教諭は次第に自信をなくし、体調不良を訴え、出勤できなくなってしまった。

- 事例の中で、パワー・ハラスメントに該当し得る言動に下線を引いてみましょう。
また、下線を引いた言動は、なぜパワー・ハラスメントに該当し得る言動となると考えられますか。理由を考えてみましょう。

事例2 セクシュアル・ハラスメントに関する事例

C教諭は、授業に関する相談をきっかけに、同僚のD教諭とメールで連絡を取り合うようになった。当初は授業内容に関するやり取りに限られていたが、次第にD教諭から「今日の服、すごく似合ってたよ。」「付き合っている人はいるの?」「今度2人で飲みに行かない?誰にも言わずに。」などのメールが送られるようになった。C教諭が管理職に相談したことで、こうした事実が明らかになった。

- セクシュアル・ハラスメントと捉えられかねない事例について、加害側、被害側のそれぞれの思いを考えてみましょう。

まとめ あらゆるハラスメントを防止するために

- あなたが勤務する学校で、あらゆるハラスメントを防止するために、組織として、あなた個人として、どのような認識をもち、取り組んでいく必要があると思いますか。